

児童福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 8 条第 3 項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の 3 第 4 項の規定に基づく児童福祉に関する審議会、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第 1 項の規定に基づく子ども・子育て支援に関する審議会としての調査審議等を行うため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、第 1 項に係る事案の調査期間とする。

(委員長等)

第 4 条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 措置分科会
- (2) 子ども育成分科会
- (3) 子ども人権審査分科会
- (4) 児童虐待検証分科会
- (5) 事件・事故検証分科会
- (6) 子ども・子育て分科会

2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3 審議会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって審議会の決議とする。

(専門分科会会長等)

第8条 専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

2 専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

3 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日条例第57号）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 改正後の児童福祉審議会条例第2条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成26年9月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

〔参考〕児童福祉法

第9条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

2 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

4 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。